

児童生徒に対する指導を振り返ってみましょう

児童生徒の指導に当たっては、児童生徒それぞれの特徴や傾向をよく理解し、個々の特性や発達段階に応じた指導を行う必要があります。一方で、児童生徒の特性や発達段階を十分に考慮することなく、いたずらに注意や叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失、自己評価、自尊感情の低下を招き、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねないことに留意する必要があります。

また、問題行動の予防や対策として規範意識を養うための毅然とした指導が行われますが、生徒指導とは、児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われるべきものであることに常に立ち返り、児童生徒への共感的理解に努めつつ、指導方法や指導体制を継続的に工夫・改善することが重要です。

教職員による不適切な指導等が、児童生徒の不登校等の要因となる場合があります。体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されないことについて、改めて確認してください。

下記は、『生徒指導提要』（令和4年12月 文部科学省）に記載されている、不適切な指導と考えられ得る例です。参考にしてください。

〔不適切な指導と考えられ得る例〕

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

体罰や暴言等、不適切な言動や指導は、許されません。